

令和8年度山形県デジタルツール導入促進事業業務 委託基本仕様書

1 事業の目的

デジタル化の取組みが進んでいない県内企業等をターゲットに、デジタルツールの導入に向けた研修会を実施することで、デジタル化の有用性の理解を深めるとともに、デジタルツールの導入を促進することを目的とする。

2 委託業務名

令和8年度山形県デジタルツール導入促進事業業務

3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

4 委託業務の内容

次に掲げる業務を実施すること。

(1) 研修会の企画・運営

デジタル化の取組みが進んでいない県内企業等の経営者やデジタルツールの導入・運用を担う担当者を対象として、デジタルツール導入・運用に関する基礎知識の提供やデジタルツールの操作体験、先進企業の事例紹介等からなる研修会を企画・運営すること。

①開催場所及び回数

県内4地域（村山地域、最上地域、置賜地域、庄内地域）において各2回以上

②開催時期

令和8年11月末日までに、①で定める回数を開催すること。なお、開催日は、県と協議の上、決定すること。

③対象者

デジタル化の取組みが進んでいない県内に事業所を有する企業等を対象とする。なお、デジタル化に係る意思決定と実務検討が一体的に進むよう、経営者と導入・運用を担う担当者がともに参加することを基本とするが、いずれか一方のみの参加も妨げないものとする。

④定員

各回20社以上が参加できるようにすること。

⑤参加料

無料

⑥プログラム

以下に掲げる内容を必須で実施すること。このほか、事業目的を達成するために効果的と認められる内容があれば実施すること。

ア デジタルツール導入・運用に関する基礎知識の提供

- ・デジタル化に取り組む意義や、業務課題の整理方法、デジタルツール選定時の考え方、導入後の運用上の留意点などについて、参加者が理解しやすい形で説明すること。

- ・専門用語の多用を避け、デジタル活用に不慣れな参加者にも配慮した内容とすること。

イ デジタルツールの操作体験

- ・参加者が複数のデジタルツールを比較し、自身の企業等に適したデジタルツールを具体的に検討できるよう、操作体験の内容や構成について工夫すること。
- ・研修会で取り扱うデジタルツールは、参加者が比較・検討を行えるよう、複数のデジタルツールを取り扱うことを前提に、以下に掲げる事項に留意して選定すること。
 - (ア) 幅広い業種で活用可能なデジタルツールを取り扱うこと。
 - (イ) 機能性や操作性、費用等の観点から、デジタル化の取組みが初期段階にある企業等でも導入しやすいデジタルツールを取り扱うこと。
 - (ウ) 特定のメーカーやベンダーに偏りが無いよう配慮すること。
- ・講師のほか、サポートスタッフを配置する等により、デジタル操作に不慣れな参加者も円滑に操作体験をできる体制を執ること。
- ・事例を踏まえた操作体験や活用効果の提示を行うなど、参加者が自身の企業等の業務での活用を具体的に想起できる内容とすること。

ウ 先進企業による事例紹介

参加者がデジタルツール導入の参考とできるよう、デジタルツール導入により業務効率化や生産性向上を実現した先進企業の経営者等を講師として招聘し、導入効果や費用、導入プロセスなどについて事例紹介を行うこと。

⑦その他

- ・研修会は、単なる理解促進にとどまらず、参加者が自身の企業等におけるデジタルツール導入を具体的に検討し、次の行動につなげる契機となることを重視すること。
- ・上記の趣旨を踏まえ、研修会への参加を契機として、参加者の企業等においてデジタルツールの導入やデジタル化・DXの取組みが進むよう、関係機関による他の支援策との連携に努めること。
- ・研修会で必要となるデジタルツール、パソコン等の機材その他の物品及びネットワーク環境については受注者が用意すること。

(2) 募集・広報

- ・対象企業等の属性や地域特性を踏まえ、効果的な方法により広報を実施し、参加者の確保に努めること。なお、受託者による広報とは別に、県において、ホームページによる広報や令和6年度及び令和7年度に山形県DXコミュニケーション展開支援事業により支援した県内企業等（約1,000社）へのメールによる広報等を行うことを予定している。
- ・申込方法はWEBに限定せず、WEBでの申込みが難しい者にも配慮すること。

(3) アンケートの実施

- ・本事業の効果測定のため、参加者に対して、デジタルツールの導入状況や今後の導入意向などに関するアンケートを実施し、集計・分析を行うこと。
- ・アンケートの詳細な内容は、県と協議の上、決定すること。

(4) 実績報告書の作成

研修会終了後、開催実績及びアンケートの集計・分析結果を取りまとめた実績報告書を作成すること。

(5) その他目的を達成するために必要な業務

(1) から (4) までの業務のほか、本事業の目的達成や効果向上のために必要な業務があれば実施すること。

5 状況報告

受託者は、委託業務の履行状況について報告を求められた場合には、県の定める方法により速やかに報告すること。

6 成果品

本業務の成果品は次に定めるものとし、委託期間満了の日までに県産業労働部産業技術イノベーション課あて納入すること。

(1) 実績報告書 1 部 (A 4 判縦・カラー印刷)

(2) 上記 (1) の電子データ

7 特記事項

(1) 受託者は、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。

(2) 受託者が、この業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む。）は、山形県に帰属するものとし、山形県は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は山形県に対して著作人格者権を行使しないものとする。

(3) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。

(4) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを山形県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決すること。

(5) 受託者は、この業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならないこと。

(6) この事業の実施に当たっては、責任者を明確にし、所管課の職員その他の関係者との連絡を密にし、遺漏のないようにすること。

(7) 受託者は、事故や運営上の課題などが発生した場合は、速やかに県に報告すること。

(8) 受託者は、この事業に係る苦情等について、責任を持って対応すること。

(9) この事業の関係書類を整備し、保管すること。必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。

8 その他

この仕様書に疑義が生じたとき又はこの仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、県と協議するものとする。